

Title	〔最高裁民訴事例研究三三一〕 賃料領収証の提出命令の申立とその許否の裁判 (最高裁昭和三〇年三月二四日第一小法廷判決)
Sub Title	
Author	鈴木, 貴博(Suzuki, Takahiro) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.11 (1996. 11) ,p.176- 181
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961128-0176">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961128-0176</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔最高裁判事例研究 三三二〕

昭三〇二（最高民事九卷）  
三三〇三五七頁

賃料領収証の提出命令の申立とその許否の裁判

家屋明渡請求事件（昭三〇・三・二四第一小法廷判決）

〔事実の概要〕

X（原告、控訴人、被上告人）は、昭和一九年一月にX所有家屋（以下本件家屋という）を訴外Aに対し、Xが満州より引揚げてきた場合にはただちに明渡す事を条件として、賃料一ヶ月金二四円毎月末日払いの約束で賃貸した。Xは昭和二十年九月満州より引揚げてきたが、引揚げ後すぐに本件家屋について調査したところ、訴外Aは居住しておらず、面識のない被告Y（被告、被控訴人、上告人）が居住していた。Xは、その長女の一家（訴外B夫妻およびその二児）が原告と同じように満州から引揚げてきて、住む家がなく困っていたのでBらを本件家屋に住まわせるためにYを訪れて明渡を要求した。

YはXに対して本件家屋内の一室を明渡しただけで、本件家屋の明渡は一向に実現の兆しがないため、XはYに対し所有権に基づいて、本件家屋中、一部明渡を受けた一室以外の残余部分の明渡を求めると共に昭和二十三年二月以降、明渡完了までの賃料又は損害金の支払いを求めた。その理由として、XY間において昭和二十三年一月末日までに明渡すべき旨を同年七月頃に確約したにもかかわらず

らずその明渡し期限が経過していることから合意解除による賃貸借関係の終了を、また予備的に、家族構成員の増加による住居の必要と生計を図るために本件家屋を利用したいという事情を正当事由とする解約申入れによる賃貸借契約の終了をそれぞれ主張した。第一審（東京地裁）は、原告の請求を棄却。そこでXが控訴。第二審（東京高裁）では原判決を取消してXの明渡し請求を認め、請求通りの損害金の支払いを命じる判決を下した。その際、Yは、Yの占有権原がXY間の賃貸借契約に基づくものであることを証するため、Xが所有し、昭和二十一年一月より同年九月分まで九ヶ月分の家賃の支払が記載され控訴人の受領印がある賃料領収証につき文書提出の申立てをした。この申立に対して裁判所はなんらの決定も下さないままで、XY間の賃貸借契約が昭和二十年十月に成立したと、および昭和二十三年六月に当該契約の合意解除がなされたことを認定し、原判決を取消す判断を下した。これに対し、Yは文書提出命令の申立に対し何らの裁判もしないで審理を終結したのは違法であるとして上告した。

〔判 旨〕

上告棄却

「原審において上告人が提出を求めた文書は、昭和二十一年一月ないし九月分の家賃の支払が記載してある賃料の領収証である。従って原審が右申請に対し何等決定をしなかったことは違法ではあるが、

原判決においては右貸借は昭和三年一月末限り合意解除により消滅たことを判示しているから、右の違法は判決の結果に影響を及ぼさないことが明らかである。」

## 〔評釈〕

判旨の結論は首肯しうるが、文書提出の申立に対して決定をもって応答しなかった事を違法とする部分については反対する。一 本判決は、家屋の明渡を請求された者が占有の正権原を立証するために賃料領収証の提出命令を申立てたときには、該申立の許否につき裁判をしなければならず、その際ならん<sup>(1)</sup>決定を以って応答しなかったことは違法であると判示している。本判決は、文書提出命令の申立に対してはその許否に関する裁判をしなければならず、そして決定をもって応答すべきことを明示したりディンゲケースとされる。<sup>(2)</sup>ただ、後述するよ<sup>(3)</sup>うに(三)、爾後の判例においては本件とは異なる判断が示されてお<sup>(3)</sup>り、今日においては先例的意義があるとは必ずしもいえないであらう。

二 民訴法三二四条第一項は、「裁判所カ文書提出ノ申立ヲ理由アリト認メタルトキハ決定ヲ以テ文書ノ所持者ニ対シ其ノ提出ヲ命ス」と規定している。そこで、この規定との関連で、裁判所を行なう文書提出命令の申立に関する許否の裁判、およびその決定はどのようになされるべきかという点が問題となる。まず文書提出の申立は、民訴法三二三条に所定の事項を明ら

かにした上で、所持者に対する提出命令を求めて、裁判所に對してなされる<sup>(4)</sup>。裁判所は、この一定の事項が明らかにされているか否か、当該文書が証明主題との関係で証拠として必要か否か、その証明主題が請求の当否にとって確定を要すべき重要な事実か否か、かつ申立が理由を有するか否かを調査してその許否を判断する必要があるとされる。そして裁判所は調査の結果、前記の事項のすべてが肯定されれば文書の所持者にその提出を命じ、前記の事項のいずれかが否定されれば決定で申立てを却下するとされている<sup>(5)</sup>。つまり申立の許否に関する裁判は必要になされるべきものと思われる<sup>(6)</sup>。

ただ許可決定の場合には提出命令という形でその裁判が明示的になされるのでそれほど問題がないのに対して、却下決定の場合には明文規定がないため明示的になされるべきか否かが問題となる。

三 文書提出命令の申立を拒否する場合、裁判所がその決定を明示的になさなければならぬか否かについては見解が分かれるところである。これについては、学説上は証拠申出が不要であるとか、またはその取調べが不要であるとして申立を拒否する場合は当事者の立証活動に指針を与える意味でもなるべく早く却下の決定をなすべきであるという点では一致している<sup>(7)</sup>が、結論的には必ずしも明示的である必要はないと解するものが多<sup>(8)</sup>い。その理由は、裁判官の心証形成は弁論終結時に完成するものであり、証拠の要否は弁論終結時にはじめて確定的に判断で

きるようになるという面もあるから、証拠申出のなされた都度常に一々これに応答すべしとすることに問題があると考えられるということ、およびその都度却下決定をすることは妨げないとしても、それをしなかったときは、裁判に熟するとして弁論を終結するという段階になって不要と認めるものはまとめて却下決定をしてもよく、明示的にそれがなされなかったときは、黙示的に却下の決定がなされたこととみることによって実際の要求にも応じうるし、このことにより証拠申出に対する応答が必要であるとする理論的要請にも応えうると考えられているようである。

これに対して判例は、本件判旨が却下決定がなされなかったことを違法であるとしていることから、却下決定は明示的になされるべきだとの立場を判示したものとされる。しかし本件については、明示的な決定はなされなかったものの弁論の終結に際して黙示的な却下決定がなされたと思われる。しかし本件<sup>(10)</sup>の見解もある。そして、本件以後の判例は申立に対して明示の許可の決定をしないで口頭弁論を終結しても、口頭弁論終結時に黙示的に却下したと認められる場合<sup>(11)</sup>や審理の経過に徴して黙示の却下があったと認められる場合には、明示の却下決定をしなかったことをもって違法とはいえないとしている<sup>(12)</sup>。

四 以上のように判例・学説は、黙示の却下を認める立場が有力といつてよい。しかし、このような立場に対しては、明示的な却下決定がなされれば、それに対して即時抗告（民訴法三一五

条）によって不服が申立てられるほか、かりに明示的な却下決定がなされていれば、他の証拠が提出できたはずであったような場合には、立証活動に支障を来すような攻撃防禦上の不利益を蒙ることになり、当事者の手続保障に欠けるという批判が予想される。

確かに当事者の手続保障という観点からすれば、文書提出命令が申立てられた場合、それに対する明示的な決定がなされる<sup>(13)</sup>ことが望ましいとはいえよう。しかし、法律は「決定……ハ相<sup>(14)</sup>当<sup>(15)</sup>認<sup>(16)</sup>ムル<sup>(17)</sup>方法ヲ以テ之ヲ告知スルニ因リテ其ノ効力ヲ生ス（民訴法二〇四条）」と規定しており、決定は必ずしも明示的になされなければならない旨を定めているとは思われない。また、攻撃防禦の機会が奪われるといっても、たとえば口頭弁論終結の直前に明示的な却下決定がなされれば、当事者としては新たな証拠を提出するために、統行期日の指定を求めなければならぬ。それに対し、弁論終結宣言がなされた場合には黙示的な却下決定がなされたものと解する立場では、弁論の再開を申立てることになるが、この場合には、実際の取扱については明示説との間に実質的な差異はない。したがって、明示的な決定を要するとする立場が、常に、当該文書提出命令申立人の保護に厚いといえるかは疑問である。さらに、通常の当事者ならば審理の経過に徴して自ら申立てた文書提出命令に関する決定を見出すべき場合もあるものと思われるし、しかも、当事者間に争いのある事実を証拠によって認定するには、裁判所は必ず当事

者の申し出た証拠によらなければならないのだから、証拠収集はいわば当事者の自己責任に帰せられるべき事項であるといえよう。つまり、文書提出の申立の許否についての結果を待たなくとも、自己の主張する事実を基礎づけるのに必要な証拠はすべて自らの判断で適宜提出すべきものと思われる。<sup>19)</sup>

また裁判所にとってみれば、当事者の文書提出命令の申出時には、当該文書が必要とまではいえないものの、訴訟の進行に於て必要となる場合もありうるものであり、明らかに不適法でないかぎり、直ちにこれを却下することなく、裁判に熟するまで採否の決定を口頭弁論終結時まで留保することは許されるというべきであろう。<sup>19)</sup>したがって、口頭弁論終結時に文書提出命令に対して裁判所が何らの決定をしない場合には、当事者は、前述したように口頭弁論終結前には統行期日の指定を申立てたり、口頭弁論終結後には弁論再開の申立をなし、当該文書提出命令の申立に関する許否の決定を要請することは許されるものと考える。

以上のように考えるならば、明示の決定がなされなかったからといって違法とまではいえず、口頭弁論終結時に裁判所から何らの決定もなされなかった場合には、黙示の却下決定があったと解するべきである。<sup>17)</sup>かりに黙示で却下がなされたとみるならば、当事者は防禦権を不当に奪われたという事情があったときには判決に影響を及ぼすような手続違背があったことを理由として上告することができるであろう。

五 ところで、以上の議論を踏まえた上で本件をみると、本件における文書提出命令の申立に係る当該文書の記載内容は、昭和二十一年一月から九月までの賃料領収の事実であり、これによりYは占有の正権原を証明しようとしたのである。しかし、Xとしてはこの事実を争っておらず、むしろその後の昭和二十三年中の賃貸借契約の合意解除を理由としてYには正権原なしとして明渡しを求めているのである。してみれば、Yはこの賃貸借契約解除の有効性について争うべきであったのであり、本件文書提出命令を求める理由はなかったといえる。このことはYにとって明らかであったはずであり、文書提出命令申立てに對する明示の裁判を待たないと他の証拠が提出し得なかったといえない。よって、申立却下の決定が黙示によってなされたとしても、Yの証明活動を不当に妨害したとはいえない。しかも本件では、文書提出命令が申立てられたのは控訴審たる高等裁判所であり、ここでかりに明示の却下決定がなされたとしても、これに對して即時抗告することはできない場合であった(民訴法四一九条ノ二、裁七条二号)。したがって、明示で却下する必要はいずれにせよなかったといえる。

六 以上の考察から、決定が明示的になされなかったことを違法とする本件判旨には賛成できない。ただ、原審は、本件賃貸借契約は昭和二十三年六月中に合意解除され、YはXに對し同年一月末日限りで本件家屋全部を明渡すことを約した旨を認定し、Yの本件家屋占有の正権原を否定している。したがって、

Xの家屋明渡し請求を認容した原審の判断は妥当であり、これを肯定する本件判旨の結論には賛成することができる。

- (1) 本件評釈として中野貞一郎・民商法雜誌三三卷二号二四七頁以下、同・末川博・最高裁判例批評一二九頁以下（有斐閣、昭四三）を参照。また本件に関する解説として、三洲乾太郎・判例タイムズ四八号四三頁、同・最高裁判所判例解説（民事編）昭三〇年度二九頁、同・法曹時報七巻五号六八頁、ジュリスト八三三号六六頁がある。
- (2) 小山昇・民事訴訟法（五訂版）現代法律学全集22（青林書院、平一）三五六頁参照。
- (3) 最判昭四三・二・一判例時報五一四号五三頁、および東京高判昭三一・一〇・五東京高民時報七巻一〇号二二六頁は、許否の裁判はしなくてはならないが、必ずしも明示的である必要はないという判断を示している。ただ最高裁の判例も小法廷の判決であり、他の一つも下級審判例であることから、これらをもって本件判例が変更されたとははいえないであろう。
- (4) 吉村徳重・小島武司編・注釈民事訴訟法(7)・証拠(2)・簡易裁判所手続（野村秀敏）（有斐閣、平七）九七頁参照。
- (5) 吉村徳重・小島武司編・注釈民事訴訟法(7)・証拠(2)・簡易裁判所手続（矢吹徹雄）（有斐閣、平七）一六五頁によれば、却下決定は、証拠の申出が不適法なときは却下であるが、不必要なため取調べないというときは棄却ということになるが、一般には区別されず却下と称されているとされる。ただ、新堂幸司・民事訴訟法・第二版補正版（弘文堂、平五）三六八頁によれば、証拠力が薄弱であるという予断だけでその取調べを排斥することは厳に戒められるべきであるとされる。なお、菊井維大・村松俊夫・全訂民事訴訟法

〔法律学体系・コンメンタール編〕Ⅱ（弘文堂、平一）四三三頁によれば、明らかに不要・不当な文書提出命令や調査囑託、文書取寄等の申立は、これを撤回させることが実務上行われているという。

- (6) 一般に許否の裁判は必要的なものと解されている。吉村徳重・小島武司編・注釈民事訴訟法(7)・証拠(2)・簡易裁判所手続（野村秀敏）（有斐閣、平七）九七頁、および斎藤秀夫編・注解民事訴訟法(5)第一審手続Ⅱ（第一法規出版、昭五二）二二五頁参照。なお、福岡高決昭四九・二・二判例時報七四七号六七頁は、提出を求められた文書が許否の決定以前に任意提出された時には、申立はその目的が果たされたことにより意味を失ったと解されることから申立の許否の裁判は不要であるという。斎藤Ⅱ小室Ⅱ西村Ⅱ林屋編・注解民事訴訟法(8)（第二版）証拠Ⅱ（第一法規、平五）一七四頁、谷口安平・井上治典編・前掲注(3)二二頁は同旨。しかし野村・前掲注(4)は提出を求められた文書と任意提出された文書との同一性について争いが生じ、それについて上級審の判断を受けさせる必要がある場合もあり得るから賛成できないという。
- (7) 兼子一・民事訴訟法体系・増訂版（酒井書店、昭四〇）二六五頁、新堂幸司・民事訴訟法・第二版補正版（弘文堂、平五）三六九頁。なお、千種秀夫「証拠調をめぐる諸問題」実務民事訴訟講座Ⅰ判決手続通論Ⅰ（日本評論社、昭四四）三一九頁、判例時報五七三号二二頁参照。
- (8) 兼子一・民事訴訟法体系・増訂版（酒井書店、昭四〇）二六五頁、菊井維大・村松俊夫・民事訴訟法〔法律学体系・コンメンタール編〕Ⅱ（弘文堂、平一）三八二頁、三ヶ月章・民事訴訟法〔法律学全集〕（有斐閣、昭三四）四二四頁、新堂幸司・民事訴訟法・第二版補正版（弘文堂、平五）三六九頁。

(9) 三ヶ月章・民事訴訟法〔法律学全集〕（有斐閣、昭三四）四二四頁。

(10) 中野貞一郎・前掲注(1)二四九頁によれば、「弁論を終結する」という宣言自体がこれ以上他の証拠等は調べないという趣旨を含むものと解するならば、黙示的に却下の判断を示したものと解することも可能であろうし、また、黙示的な却下決定に対してはその場で異議を述べることとも可能と思われるからとされる。

(11) 東京高判昭三一・一〇・五東京高民時報七卷一〇号二三六頁。

(12) 最判昭四三・二・一判例時報五一四号五三頁。

(13) ただ、最判昭三九・一・三〇民集一八卷一號一九六頁によれば、文書提出の申出を却下した結果、事実認定が合理性を欠くに至ったときは審理不盡・理由不備の違法を生じさせるといふことがあるといふ。

(14) 吉村徳重・小島武司編・注釈民事訴訟法(7)・証拠(2)・簡易裁判所手続(矢吹徹雄)（有斐閣、平七）一六三頁によれば、決定をもって応答しないことが当事者の手続保障を阻害する危険が予想される場合には当該却下決定が裁判所の裁量の範囲を越えて合理性を欠くに至った場合と考えられるとして、このような場合には、当事者の公正な裁判を求める権利の一内容としての証拠取調べ請求権を保障する趣旨からその取扱自体違法として、上告理由となると考えられるべきだとする。

(15) なお、新民事訴訟法二条では、当事者の誠実義務を、および一五六条では適時提出主義を定めており、新法における解釈としてもこのような解釈が望ましいのではないだろうか。「資料」民事訴訟法（全文）（平成八・六・二六）・附帯決議「NB七五九六号四〇頁以下参照。

(16) 中島弘道・日本民事訴訟法第一編（松華堂書店、昭九）一三五二頁によれば、一審は事実審の最終審ではないから却下決定を留保し、控訴審で口頭弁論終結時に一括して却下決定をするのが妥当であるとす。

(17) なお吉村徳重・小島武司編・注釈民事訴訟法(7)・証拠(2)・簡易裁判所手続（野村秀敏）（有斐閣、平七）九六頁によれば、実務上は、一度却下してしまふと爾後に必要になつても証拠として採用する余地が認められなくなることから明示的な却下は避けられる傾向にあるといふ指摘もある。そして黙示的な却下の有用性は裁判所の訴訟指揮の不備を救済する論理としてこのような傾向を助長するものといえる。なお千種秀夫・実務民事訴訟講座Ⅰ判決手続通論Ⅰ三二九頁、同・法律実務(4)一八一頁参照。

鈴木貴博